

平成20年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成20年12月19日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情
（教育民生常任委員長）

議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
（建設経済常任委員長）

議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第13号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について

第3 報告

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

開 議

平成20年12月19日（金） 午後1時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

〔総務常任委員長 児安利之君登壇〕

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件は、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、陳情第7号は、採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 黒川民雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。八代建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 八代一雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（八代一雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第13号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第13号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の日本社会は、年金、医療、福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、いわゆるワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負（派遣）などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持できない、働きたくても働く場所がないなど、困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しております。

このような中で、地域の問題はみずから地域で解決しようとNPOやボランティア団体、協同組合、自治会など、さまざまな非営利団体が住みやすい地域社会の実現を目指し、活動しております。これら

の一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けております。

この協同労働の協同組合は、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であります。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、協同労働という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると、10万人以上存在すると言われています。

しかし、根拠法がないなど、まだまだ社会的理解が低く、これらの活動をさらに活発にしていくためには、法制度を整備していく必要があります。だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものであります。

よって、国においては社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として協同労働の協同組合法を速やかに制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第13号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第13号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第13号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（水野正美君） 日程第3、報告であります。

報告第6号 専決処分の報告について、報告第7号 専決処分の報告について、以上2件について、

一括して市長の報告を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第6号及び報告第7号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る10月21日及び12月16日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、それぞれ報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第6号及び報告第7号の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時23分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第69号～議案第77号の総括審議
1. 陳情第7号の総括審議
1. 発議案第13号の総括審議
1. 報告第6号～報告第7号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員